

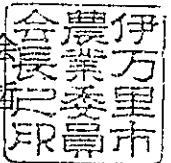
伊農委公告第2号  
様式例第13号の3-1

公 示

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和7年2月3日

伊万里市農業委員会  
会長 西山 哲



記

1 農地の所在等

| 所在・地番             | 地目 | 面積<br>(㎡) | 農地に関する<br>権利の種類 | 農地法第32条<br>又は第33条の<br>該当条項等 | 農地の所有者等の<br>情報        |
|-------------------|----|-----------|-----------------|-----------------------------|-----------------------|
| 東山代町滝川内字鐘打 2485-4 | 田  | 549       | 所有権             | 第33条第1項                     | 福田 徳雄(死亡)<br>相続権者相続放棄 |
| 東山代町滝川内字鐘打 2485-5 | 田  | 1,057     |                 |                             |                       |

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。